

## 令和元年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和2年1月27日(月)午後2時15分～午後3時50分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	中込 光一 委員長 大谷 孝徳 委員 柴田 直子 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、教育施設課
傍聴者	なし

開会 会に先立ち、委員の互選により中込委員が委員長に選出された。欠席の委員がいることから、委員長代理の選出は、全委員が揃った会議で行うこととなった。その後、中込委員長の進行で開会する。

### 議題1 入札・契約手続の運用状況報告 発注工事総括表及び発注一覧表について

【現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和元年7月16日から令和元年11月1日(一部令和元年7月1日)までに入札公告が行われた案件及び平成30年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

### 議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた梶田委員が欠席のため、事務局より抽出理由を代読願います。

事務局：(審議案件抽出理由説明書を代読)

#### (1) 平塚市子ども発達支援室改修工事(建築)

抽出理由：低入札価格による落札であるが、入札時に3社が辞退しており、競争性を確認するため

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過、低入札価格調査について説明】

委員：最終的に1者だけの入札であっても、総合評価の審査を行うのか。

事務局：複数者でも1者でも、先に総合評価方式の最高評価値(候補)者を特定し、その後に低入札価格調査で金額の確認を行ってから、改めて総合評価の審査を行っている。

委員：もともと複数者の入札があったら、総合評価方式で行う予定だったのか。

事務局：当初から総合評価方式で入札公告をしているので、1者入札でも複数者入札でも変わらずに総合評価の審査を行うことになっていた。

**委員**：1者入札の場合、点数をつけてもあまり意味がないと思うが。

**事務局**：本案件が総合評価方式の対象であったため、調査基準価格を設けており、その価格を下回る入札があると、適切な履行の確認のために低入札価格調査を行い、その後に最終的な総合評価の審査を行うことになる。

**委員**：梶田委員の抽出理由だが、低入札価格調査を経て適正となったのだから、そもそもの調査基準価格の設定が高いのではないか、という疑問もあるのかもしれない。

**事務局**：本市の調査基準価格は、国の組織である中央公共工事契約制度運用連絡協議会、いわゆる中央公契連が作成した算定式を採用している。

**委員**：そうすると、平塚市の業者が全国に比べて安いという可能性もある。

**事務局**：今回、落札率を見ても金額は結果的に安くなっている。総合評価方式は、低入札価格調査の対象となるが、技術力が高いところは技術評価点で勝負できるので普通の金額で入札することができ、技術力に自信のないところは価格評価点で勝負することになるので、少し冒険したような金額で入札してくることがある。

この案件の低入札価格調査表にあるとおり、下請への支払が含まれる直接工事費や、共通仮設費などは市の調査基準価格に近い率で確保されている。それ以外の現場管理費や一般管理費については企業努力で削減でき、結果として低い価格での受注であっても適正な履行を確保できると低入札価格調査委員会で判断している。

**委員**：低入札価格調査委員会や部会は、こういったメンバー構成なのか。

**事務局**：すべて庁内委員である。部会は、契約検査課と工事主管課の職員で構成され、委員会は、工事主管課の各課長と、総務部長を委員長として組織されている。

**委員**：その委員会の中で、きちんと施工がなされるかどうかを調査しているということで良いか。

**事務局**：そのとおりである。

**委員**：そうすると、この案件の一番の問題は、28者参加可能な中で4者が入札の申込を行い、3者が辞退し、結果的に1者しか残らなかったことかもしれない。

**事務局**：抽出理由説明書の中で述べられているように、4者中3者が辞退している状況での競争性が問われるところかと思う。本市の場合、工事の一般競争入札は電子入札システムで行っており、参加者は誰がどの案件に参加しているかはわからない状態で入札を行うことになるため、それをもって競争性は確保されていると説明している。3者が辞退している理由は、会社としての都合などがあるかと思うが、いずれにせよ競争性の点では問題がないと認識している。

**委員**：工事内容が複雑だったりするのか。

**事務局**：一般的な改修工事であり、すごく難しかったり複雑だったりということはない。

**委員**：それで、なぜ4者だけだったのかは気になるところである。

**事務局**：先ほど入札・契約の経過説明の中で、低入札価格調査を経て契約した場合に、それ以降の低入札価格調査対象工事の落札者になれないという、手持ち工事数の制限があると説明したが、総合評価方式にも同様の手持ち工事数2件の制限があり、そこがポイントになった可能性が考えられる。本案件を公告した時期に、他にも大型案件や総合評価方式案件が多く出ていたり、また控えていたりしたため、手持ち工事制限数との兼ね合いからより魅力のある案件に参加者が流れた可能性がある。

**委員**：一般競争入札よりも、総合評価方式を避けるということはないのか。

**事務局**：総合評価方式での入札であることや、先ほどの手持ち工事数制限などの条件を提示した上で参加者を募っている。参加者側からすると厳しい条件かもしれないが、そのすべてをクリア

し、さらに技術力のある業者に来てほしいと考えている。金額面でも、通常の案件からすると最低制限価格で失格となるような金額であっても、低入札価格調査を行うことで履行性の担保を取り、契約に至ることも可能である。大型事業や技術力を求める案件について、工事主管課と契約検査課で協議をして総合評価方式の適用の有無を決定しているが、今年度は特に大型案件が集中したため、比例して総合評価方式での発注も多くなった。

**委員**：受注業者の技術評価点が2点しかないが、市内のAランクの業者の点でもこれくらいしかないものなのか。

**事務局**：本案件の入札参加条件として、建築一式のA・Bランクを対象としており、当該業者はBランクである。入札辞退者の中で、より高い技術評価点を持つ業者もいるが、結果的に技術評価点が33点中2点の業者が落札したということである。技術評価点が何点以下だと失格になるなどの制限はないため、審査結果をもとに落札している。

**委員**：過去の議事録で、辞退者が多数いた場合に辞退の理由を確認しているのかという話が何度か出ていたが、その後調査を行ったことはあるのか。

**事務局**：辞退が多く、何度も不調を繰り返すような案件があった場合に、ヒアリングをして不調の原因を探ることはあった。今回の案件は、辞退者は多くいるが落札者が決まっている案件であるため、辞退理由を確かめておらず、また確かめたとしても辞退者が理由を詳しく説明してくれるかは分からない。あくまで不調を繰り返すものについて、原因を調査することはある。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

## (2) 市営虹ヶ浜住宅1・2・3号棟住棟改修工事(建築)

抽出理由：1回目の一般競争入札で予定価格の制限の範囲内での有効な入札がなかったため、2回目  
で随意契約となっているが、1回目の予定価格と落札価格の違いなどの決定過程を確認する  
ため

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

**委員**：落札の価格は税抜きなのか。

**事務局**：入札する価格は税抜きで行うことになっている。資料30ページ及び32ページの入札結果表で、各社の入札価格が表示されているが、その部分も税抜き価格が表示されている。

**委員**：当初公告時の2回目の入札価格では落札ができなかったという説明だが。

**事務局**：入札結果表にも記載のとおり、市の予定価格が113,890千円であり、(株)クリエイトタクミの入札価格がそれに達しなかった。その差は少額ではあるが、市の予定価格を上回っているため、当初の入札は不調という結果になっている。また、抽出理由説明書内で、予定価格と落札価格の違いについて言及されているが、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号で規定されているとおり、随意契約時に入札時の予定価格を変更できないため、市の予定価格は当初のままで、業者側に見積額を下げてもらおうことになる。

**委員**：この案件も総合評価方式で行っていたのか。

**事務局**：そのとおりである。総合評価方式を適用するのは初回の公告時のみとしている。もし本案件を再度公告して入札を行った場合は、総合評価方式を外すことになった。

**委員**：資料４ページの「発注案件総括表」で随意契約の落札率が載っているが、これは何を指すのか。

**事務局**：資料２～３ページに抽出対象案件一覧があるが、このうち案件番号「５５」と「７１１」の落札率の平均を取ったものである。

**委員**：入札時の予定価格に対して算出される数値か。

**事務局**：先ほど申し上げたとおり、不落随契を行う際に入札時の予定価格から変更できない。そのため、「入札時の予定価格」＝「不落随契時の予定価格」に対する不落随契時の見積り価格から算出された数値である。

**委員**：本案件に関連する他の工事とはどれを指すのか。

**事務局**：「市営虹ヶ浜住宅１・２・３号棟住棟改修工事（電気）」が該当する。本体工事である建築工事が動かないと、関連する設備系の工事も施工できなくなってしまうため、遅れが生じてはいけないという工事主管課からの依頼を受け、不落随契に移行している。

**委員**：「平塚市こども発達支援室改修工事（建築）」の説明の中で、大型案件が控えていたため参加者が少なかったのではないかと、という話だったが、どれくらいの時期に年間の発注予定が分かるのか。市のホームページなどで確認できるのか。

**事務局**：本市では、発注見通しを年２回公表している。概ね４月及び１０月に市のホームページ等で公表しており、金額は伏せた状態で発注時期や工事概要などを載せている。業者はその内容から規模などをある程度推測し、参加する案件を選択していると思われる。今年度で言えば、例えば年度の後半に「吉沢公民館新改築工事（建築）」が控えていたため、そこと比較した可能性などが考えられる。

**委員**：公表する発注見通しの中で、例えばこの工事はＡランクが参加できるなども分かるのか。

**事務局**：そこまでは載せていないが、工事件名、発注時期（第四半期）、また工事概要が出ているので、そこからボリュームは推測できる。またあらかじめ、別のルートから事業実施の予定が公表されていることもあり、集めた情報をもとに参加する案件を選定することができる。

**委員**：今年は総合評価方式が多かったという話だが。

**事務局**：大型案件が集中した中で、やはり工事主管課としても技術力のある業者に受注して欲しいという意向があった。一方で、先ほどご指摘のあったとおり技術評価点が２点で受注されている案件もあり、結果的に思いどおりに進まないのが難しいところである。業者からも大型案件が集中しないように発注年度を分けてくれないかとの要望をもらうこともあったが、公共工事であるため、事業計画のとおり発注したという状況である。

**委員**：本案件の受注業者が入札２回目に入れた金額から、随意契約時の金額が下がっているが、これは業者側が自主的に下げた金額なのか。

**事務局**：随意契約の場合、市の予定価格を明かさずに、電子入札システム上で見積書を提出して見積り合わせを行うことになるが、この手続きに回数制限を設けていないため、市側の金額と折

り合うまで見積書を提出してもらうことが可能である。そのため、当初入札した額は業者側の設計金額に基づいた額だとは思いますが、そこで金額が折り合わないと、再度見積書の提出を市から依頼し、そこから少しずつ値引きしていくようなイメージになる。今回の随意契約手続きでは、見積書を2回出してもらった。いきなり業者側が何百万も金額を切ってくることはないので、随意契約の場合は、市の予定価格に近い金額で契約することが多い。

**委員**：落札率が100%になるのは良くないのか。

**事務局**：実際100%で見積書が出されることはあり、市の予定価格以下であるので問題はない。手続きの中で、業者側からこれ以上金額は下げられないと申し出があれば、その段階で随意契約の見積り合わせは終了となる。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

### (3) 相模小学校新築工事(機械)

抽出理由：総合評価方式にした理由、他の事業者との比較検討状況を確認するため

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過、総合評価方式を説明】

**事務局**：抽出理由説明書で、総合評価方式にした理由を確認したいとあるが、本市の場合、設計金額が5000万円以上になると、総合評価方式の対象とするか判断することになる。工事の内容や規模から、技術力のある業者による施工を希望したため、総合評価方式を採用することになった。

**委員**：評価項目「環境問題への取り組み」は、こういったことをすると加点になるのか。

**事務局**：資料45ページと「総合評価方式に関する運用ガイドライン」に記載があるが、「ISO14001認証取得、エコアクション認証登録のいずれか」を有していると1点加点、「燃料電池車、電気自動車、プラグインハイブリッド車の導入(所有または3年以上の長期リース)のいずれか」を有していると1点加点、という配点である。その両方を有している場合は、2点が加点される。

**委員**：こういった認証を取得していると、会社としての信頼性などが高いと理解してよいのか。

**事務局**：そのとおりである。特にISOは国際認証であるので信頼性が高いと認識している。本市独自の項目として、電気自動車等の導入を加点としているが、ガソリンの消費を抑え、環境へ配慮をしているという点で企業の社会性の評価項目としている。

**委員**：資料2ページの抽出対象案件一覧で、「相模小学校新築工事」で電気工事と機械工事の契約日が11月13日だが、本体の建築工事が12月19日契約であるのはおかしくないか。

**事務局**：「相模小学校新築工事」の全3件はどれも予定価格1億7000万円を超えているため、落札即契約とならず、契約するために議会の承認が必要なものである。議会承認時期が案件により異なり、建築工事は12月議会で承認が下り、本契約日を記載している。電気工事・機械工事は3月議会での議案であるため、まだ本契約に至っておらず、仮契約日を記載している。資料に説明不足な点があり、申し訳ない。

**委員**：意見というよりも感想になるが、技術力を求めたいわりには、参加者の技術評価点が13点と15点であり、企業の技術的能力の得点も配点の基準に対してあまり高くないように感じた。

**事務局**：発注者側としては、企業と配置予定技術者の技術的能力は当然高いものを求めたい。点数が出ない原因は、施工実績が少なかったり、経験がそれほど長くない技術者を充てようとしているなど考えられるが、技術的能力の配点を高くすることで、参加者に自分たちの技術力の底上げをしてほしいという意図がある。

**委員**：表彰を受けられるような企業になってほしいと。

**事務局**：そのとおりである。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

### 議題3 その他

**委員長**：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・抽出委員については、事務局で検討の上後日連絡することとした。
- ・次回（第3回）定例会の日程調整を依頼した。

**委員長**：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

**契約検査課長**：ご意見ありがとうございました。

以上  
(午後3時50分閉会)